

令和4年（2022年）3月18日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会  
会長 久保 厚子  
（公印省略）

**旧優生保護法による強制不妊手術大阪高裁・東京高裁の  
判決受け入れと早期の被害者救済を求める要望書**

平素より知的・発達障害のある人たち（以下「知的障害者」という。）とその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。私たち一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、知的障害者とその家族が、障害の程度にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせることを願っており、共生社会の実現を求めています。共生社会の実現のためには、制度の進展とあわせて、知的障害者の権利擁護が重要であると認識しております。

さて、旧優生保護法に基づいて知的障害者をはじめとする障害者などに対して行われた強制不妊手術に関しましては、本年2月22日には大阪高裁で、3月11日には東京高裁で、それぞれ被害者による国に対する損害賠償請求を認める判決が下されました。

これに対して国は、大阪高裁判決に関して3月7日に上告しております。知的障害者と家族で構成する本会としては、国による誤った施策によりその権利を侵害され、尊厳を傷つけられた被害者を早期に救済する観点から、大阪高裁判決に対する上告に抗議するとともに、この上告を取り下げること、東京高裁の判決に対して上告を行わないことを強く求めるものです。

国の統計では、強制的に不妊手術を受けさせられた人は約25,000人とされています。これほど多くの方が「子孫を残すべきでない」とされ、ある人は何も告げられないまま、ある人は騙され、不妊手術を強制されました。そして、愛する人と子をもうけることを否定され、家族とともに人生を歩む権利を奪われました。さらに国は、時に学校教育の中で、時に社会的な運動のかたちをとってこうした施策を推進し、「障害者の子孫は不良であり、子どもをもつべきでな

い」といった誤った価値観を広く社会に流布させました。こうした施策が誤りであったこと、さらにそれがより社会にはびこる優生思想をより強化してしまったことは明らかです。また、この点については、本会の前身に当たる団体（全日本精神薄弱者育成会）も肯定的に捉えていたことが判明しており、深く反省する次第です。

本訴訟の原告の一人は、自らが「子どもを残すべきでない」とされたこと、「人間としての価値がない」とされたことの悲しさ、つらさを訴えています。私たちは、もう誰にもこんな思いをさせてはならないはずです。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の前文には、「心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」「国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する」と記されています。このことが何を意味するのかを、いま一度確認して正しい判断が求められているのです。

被害者の年齢を考えると、積極的な問題解決に残された時間はわずかです。国には、子どもを生み育てることを否定されてきた数多くの人たちの悔しさ、無念さを思い、これまでの施策が誤りであったことを認め、大阪高裁・東京高裁の判決を真摯に受け止めて、一刻も早く本訴訟を終わらせる判断をしていただくことを、強く要望いたします。そして、よりいっそう知的障害者を含む被害者救済に努め、障害の有無などに関わらず誰もが基本的人権を尊重され、主体的にその人らしく生きていくことができる共生社会の実現に向けて歩みを進める姿勢を見せて欲しいと思います。

以 上